

令和7年度



長与第二中学校

部活動後援会総会資料



議 事

- ① 令和6年度事業報告
- ② 令和6年度決算・監査報告
- ③ 後援会規約・細則、きまり、心得
- ④ 令和7年度事業計画（案）
- ⑤ 令和7年度予算（案）
- ⑥ その他

令和7年4月28日（月）

R 7 年 度 部 活 動 編 成

※個人情報が含まれますので、取り扱いにご注意ください。

No.	部活動名	顧問	外部指導者
1	吹 奏 楽	桑原昌子 浅井亜子	
2	美 術	市丸友梨香 中間 瞳	
3	卓 球	山下七瀬 板倉美穂子	粒崎 貴弘 船橋 淳 村田 潤
4	バスケットボール	山口雄史 浜脇裕美	池本 朋博
5	バドミントン	野副圭亨 今井なみ	菅 智哉
6	剣 道	品川 清	川前 克也
7	陸 上	平田勇夫 相川 文	椎場 郡
8	サッカー	田中靖広	
9	ソフトテニス	荒木 裕 浦 ゆかり 和田 政則	永富 英二
10	テニス	吉武 未来 香月秀明 齋藤知佳	
11	野 球	小宮孝夫	柴田 洋司

令和6年度 長与第二中学校部活動後援会 事業報告

月 日	項 目	内 容
4月26日(金)	部活動後援会総会 (書面決議)	事業・決算報告、事業計画・予算案審議、 後援会規約・細則の改正案審議 その他

令和6年度 中体連関係大会等参加報告

期 日	大 会 名
5月25日(土)・26日(日)	西彼杵郡中総体(球技・武道) 場所：各会場
6月11日(火)	西彼杵郡中総体(陸上競技)※西海市と合同開催 場所：長崎市総合運動公園
6月15日(土)・16日(日)	西彼杵郡中総体(水泳競技)※長崎市と合同開催 場所：長崎市民総合プール
7月21日(日)～23日(火)	長崎県中学校総合体育大会 場所：3地区
8月5日(月)～7日(水)	九州大会 陸上出場(長崎開催)
9月～2月	各部新人大会 県新人大会
10月3日(木)	西彼杵郡中総体(駅伝大会)※西海市と合同開催 場所：トランスコスモススタジアム長崎

令和6年度 長与第二中学校部活動後援会 決算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

収入

(単位:円)

費 目	本年度予算	本年度決算	比較	備 考
会費	145,000	136,000	-9,000	500円×272名
補助金	200,000	200,000	0	町より指導者助成金20,000円×10名
繰越金	0	0	0	
雑収入	2	135	133	預金利息
その他	0	0	0	
合計	345,002	336,135	-8,867	

支出

費 目	本年度予算	本年度決算	比較	備 考
中体連補助金	0	0	0	
活動費	145,000	136,000	-9,000	
会議費	0	0	0	
指導者謝金	200,000	200,000	0	平日指導者謝金20,000円×10名
事務費	0	0	0	
事務手当	0	0	0	
中総体補助金基金	0	0	0	
雑費	0	0	0	
通信費	0	0	0	
予備費	2	135	133	
合計	345,002	336,135	-8,867	

監 査 報 告 書

令和6年度長与町立長与第二中学校 部活動後援会の会計監査を
令和7年4月24日（木）校長室にて実施いたしましたので、その結
果を次のとおり報告いたします。

記

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、決算書の記載と合致している。
- (2) 金銭の使途は、適当かつ妥当である。
- (3) 領収書等の証拠書類は、確実に保管されている。
- (4) 現金は、十八親和銀行長与支店の普通預金として保管されており、残高も決算書と一致し、正確であると認める。

以 上

令和7年4月24日
長与第二中学校部活動後援会

監 査 米田 征徳



監 査

印

長与第二中学校部活動後援会規約

第1条 (名称および事務局)

本会は、長与町立長与第二中学校部活動後援会と称し、事務局を長与第二中学校に置く。

第2条 (目 的)

本会は、長与第二中学校生徒の自主活動を助長援助し、中学校としての健全な心身の発達を図るとともに、健全な社会人としての育成に寄与することを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は、会の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 部活動設置に関すること。
2. 顧問及び外部指導者の活用に関すること。
3. 部活動指導に関すること。
4. その他、本会目的に必要な事項に関すること。

第4条 (会 員)

本会は、部活動に参加を希望する生徒の保護者、およびこの会の主旨に賛同する者をもって構成する。

第5条 (役 員)

本会は、次の役員をおく。

○会 長	1 名	○副会長	2 名	○部長・副部長	各部 1 名
○庶務	若干名	○会計	2 名	○監査	2 名
				○顧問	校長

第6条 (役員の仕事)

本会の役員は、次の仕事を行う。

1. 会長は、会務を総理し本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときには代理を務める。
3. 部長は、部の活動全般を総括する。
4. 庶務・会計は、本会の庶務および会計を行う。
5. 監査は、本会の業務および総理を監査し報告を行う。
6. 顧問は、学校教育との関連において会に助言する。

第7条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、1 年とし再任は妨げない。任期が過ぎても後継者が決定するまでは、その任にあたるものとする。

第8条 (役員の仕事)

1. 会長は、長与第二中学校 PTA 会長が兼務する。
2. 副会長は、長与第二中学校 PTA 副会長とする。
3. 各部の部長・副部長は、各部の会員から互選し会長が委嘱する。
4. 庶務・会計は会長が委嘱する。
5. 顧問は、会長が委嘱する。
6. 監査は、PTA 監査を会長が委嘱する。
7. 会長・副会長 (PTA 兼務)・庶務・会計については、4 月改選とする。

第9条 (部の構成)

1. 各部は、部員の保護者で構成する。
2. 各部には部長・副部長・会計を各1名おく。
3. 部顧問として、学校職員を各部におく。
4. 部顧問は、部長と連絡を密にし、部員の指導助言にあたる。

第10条 (会 議)

1. 総会は、年度当初に開き役員・決算・予算・規約改正・その他必要事項を決める。必要に応じ、会長は臨時に総会を招集することができる。
2. 理事会は、会長・副会長・庶務・会計・各部長で構成し会長がこれを招集し、会の運営事項を協議する。
3. 部会は、必要に応じ部長が招集することができる。ただし、事前に会長に承認を得ることとする。

第11条 (会 計)

1. 本会の経費は、会費ならびに寄付金とする。
2. 会費は、部活動に加入する生徒の保護者、及びこの会の主旨に賛同する者で納入する。
3. 会費の年額は、総会で決定する。
4. 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第12条 (予算・決算)

本会の予算は、総会において議決し、決算は監査を経て総会に報告し承認を得るものとする。

第13条 (規約改正)

本会の規約改正は、総会において出席者の過半数の賛成により成立する。

第14条 (その他)

本会の運営の細部にわたる事項は、本規約に反しない範囲において理事会の承認を経て、内規および細則として会長がこれを決める。

第15条 (発 効)

本規約は、昭和56年5月1日より実施する。

【 注 】

平成	元年	10月	7日	一部改正
平成	3年	4月	1日	一部改正
平成	7年	4月	25日	一部改正
平成	29年	4月	27日	一部改正
令和	5年	4月	28日	一部改正

長与第二中学校部活動後援会細則（案）

この活動細則は、規約第14条に基づき部活動に必要な事項を定める。

1. 部活動設置基準

- ① 部の新設および廃止については、検討委員会をつくり検討する。
- ② 構成委員を会長、副会長、校長、教頭、部活動・中体連担当とする。
- ③ この会は会長が招集し、検討委員会で検討したものを、同総会で決定する。

2. 部活動の規定

(1) 顧問

顧問は、本校職員とする。

(2) 外部指導者

- ① 運動部の外部指導者は NSC（長与スポーツクラブ）と指導者契約を交わした者とする。
- ② 運動部の外部指導者は、日本スポーツ協会公認資格を有する者又は長与町教育委員会が開催する講習会を受講した者とする。
- ③ 外部指導者を委嘱する場合は、顧問および部長の申し出により会長は校長と相談し適当と認めた場合、連名で委嘱することができる。委嘱期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。

(3) 活動

- ① 部活動におけるすべての活動は、学校教育活動の一環として行うものとする。
- ② 部員（生徒）は、活動内容を顧問と話し合い、年間計画を立て、規則正しく活動を継続する。
- ③ 社会教育団体や協会主催の競技会・発表会への参加引率は会員が行うことを原則とする。
- ④ 積極的に地域の行事やボランティア活動に参加し地域貢献に努める。（町民一斉清掃、町民運動会等）

(4) 活動時間

- ① 部活動は、平日の活動は定められた開始時間からの2時間までとし、下に示された下校時間を守るようにする。文化部は、活動時間を確保するため、原則週に1日「部活動の日」を設け、その日のみ3時間の活動を許可する。

通常時の活動終了時刻は、日没時刻との関連で次の通りとする。

月	完全下校時間	月	完全下校時間
4	18:30	10	18:00
5	18:30	11	17:30
6	18:30	12	17:30
7	18:30	1	17:30
8	別途記載	2	18:00
9	18:30	3	18:30

注1）完全下校時間には正門を出ること

注2）長期休業中については、別に定める。

② 定期試験前及び期間中は部活動のすべての活動を停止する。

(ア) 期末・学年末試験・・・7日前からテスト終了日まで活動を停止する。

(イ) 実力試験等・・・3日前からテスト終了日まで活動を停止する。

※全国学力調査については(イ)に準ずる。

※ただし、学校名を使用する大会(県大会を基本とする)や昇段試験等に関し、希望する場合は、学校長の許可、承諾を受けて活動を行う。

③ 運動部は、平日2日以上以上の休養日を設ける。

④ 文化部については、平日5日間の活動とする。コンクールやコンサート、地域行事についてはその限りではない。

(5) 服装・身なり

① 活動時の服装・履物は、各部で定めたものとする。

② 通常の下校時の服装は原則として制服または体育時の服装とする。

(ただし、各部で定めたユニフォームなどは、顧問の承諾を得て使用することができる。)

(6) 施設・用具

① 施設は、学校の施設を開放し、主な用具は学校の用具を使用する。

(ただし、破損や不備が生じた場合は、各部が責任を持って処置をすることとする。)

② 各学校施設の使用規定については、別に定める。

(7) 傷害の保証

万一事故が発生した場合、日本スポーツ振興センターの保障する範囲内で善処する。

(8) 入退部手続き

① 入部の際は、所定の「入部届」を提出する。

② 1年生は、生徒会の部活動紹介以降の見学・体験期間に、制服または体操服で17時30分まで見学・体験することができるものとする。(但し、見学の際は、顧問の承諾を得る。)

③ 1年生は、入部届を顧問に提出し次第、活動に参加できるものとする。

④ 退部、転部の際は、顧問に退部届等を提出する。ただし、必要に応じて顧問および関係者と協議を行う

(9) 規約の運用と改訂

① 本規約の運用と改訂は、部活動後援会が当たる。

② 本規約に反する行動をする部員、中学生としてふさわしくない状態(著しい問題行動、学力低下など)にある部員に対しては、生徒指導部会を経て、対象部員の活動の一時停止、あるいは退部を決定することがある。

③ 本規約に反する活動をする部活動については、協議会を経て、活動の停止、あるいは廃部を決定することがある。

(10) その他の申し合わせ事項

- ① 部員は、規約を守り活動を円滑にする。
- ② 更衣は、各部で決められた場所で速やかに行い、校舎内に残らない。
- ③ 部活動中の軽い傷害については、各部活動で常備の救急箱を使用する。
- ④ 活動後は整備、後始末、戸締りをしっかり行う。
- ⑤ 活動中の傷害については、各部顧問が責任を持って処置する。また、顧問会や関係委員会で報告し、再発防止に努める。（応急手当、学校長・保護者・担任との連絡、医療機関への手続き、スポーツ保険の手続き等）
- ⑥ 部活動顧問と学級担任との連絡を密にし、部員の活動を適正にする。
- ⑦ 長崎県中学校体育連盟の「出場選手心得」に記されている事項について、大会参加時だけでなく、日常から徹底すること。

3. 会計

(1) 会費

- ① 会費は期限内に 500 円を納入するものとする。
- ② 会費は返還しないことを原則とする。
- ③ 転部の場合は再度納入する必要はない。
- ④ 退部する時は退部届を、転部する時は転部届を、顧問を通じて部活動担当に提出する。

(2) その他

- ① 運動部指導者謝礼金は、20,000 円とする。
- ② 残金は、各部の活動費等にあてることができる。

【 注 】 この規定は、昭和 56 年 5 月 1 日より実施する。改廃は理事会で決める。

平成 4 年	4 月 23 日	一部改正
平成 7 年	4 月 25 日	一部改正
平成 20 年	5 月 17 日	一部改正
平成 22 年	4 月 13 日	一部改正
平成 26 年	4 月 24 日	一部改正
平成 29 年	4 月 27 日	一部改正
平成 30 年	4 月 27 日	一部改正
平成 31 年	4 月 26 日	一部改正
令和 5 年	4 月 28 日	一部改正
令和 6 年	4 月 26 日	一部改訂
令和 7 年	4 月 28 日	一部改訂

部活動後援会のきまり

- ①練習時間 ○夏 期（3月～ 9月）18時30分 完全下校
 ○冬 期（11月～1月）17時30分 完全下校
 ○中間期（10月、2月）18時00分 完全下校

※原則、平日の練習時間は2時間程度のため、日課によっては終了時間が早くなることがある。

②運営について

- 生徒が安全に活動できるよう、保護者、顧問、外部指導者が共に協力して監督、指導する。
- 事故等発生時は、迅速に応急処置をとり、学校長へ報告する。大人がいな場合は、直ちに職員室に報告する。
- 部員は、キャプテンを中心として和をもって活動すること。しごき、暴力行為等があってはならない。

③施設・用具・服装

- 部で使用した場所・用具は必ずその部で清掃、後始末をする。
（使用前よりきれいに！）
- 施設・用具の破損を認めた場合は必ず届け出る。
- 活動時の服装は、制服（文化部）、体操服、学校指定ジャージ、または各部でそろえた（顧問の許可を得た）練習着等とする。
- 更衣は決められた場所で素早く行い、部ごとに整理整頓する。
- 更衣室を出るときは、窓を閉めること。窓からの出入りはしない。
- 長期休業中のトイレの掃除は当番の部で行う。トイレトペーパーの補充やごみの処分も必要に応じて行うこと。
- 練習時間内は、その部以外は入館しないこと。
- 館内での飲食は禁止する。（水分補給は可）
- 金銭や貴重品は、所持しないこと。ボール類以外は原則として置かない。

《運動場使用について》

- 各部の部室は、各部で責任を持って整理整頓し、常に清潔に保つこと。
- 部室に金銭、貴重品を置かないこと。
- 部室内での飲食は禁止する。部室の管理が悪い場合は使用禁止とする。
- ライン引き、ボール類、巻き尺等その他活動に使用した道具は、元の位置に戻すこと。

④練習の行き帰りについて

- 買い食いは禁止。
- 交通規則を守る。
- 服装は、制服または体育時の服装が望ましいが、平日の下校時や長期休業日中の登下校については、各部でそろえた練習着等でもよい。
- スマートフォンの持ち込み及び利用は禁止。

⑤活動禁止

- 活動心得に違反するなど、部内で管理ができない部は活動禁止とする。
- 喫煙等、法に触れる行為のあった者、あるいは部については活動禁止、さらには、校長・部長・顧問・指導者と相談の上、廃部の処置をとる。

⑥戸締まりについて

- 戸締まり当番の部のキャプテンは、清掃の状況、窓の施錠、ドアの点検を行い、異常の有無を確認する。

⑧長期休業日の練習について

- キャプテンは、活動開始と終了時に必ず、職員室の当番職員に活動人員等の報告をする。
- 誰にでも挨拶を正しく行い、マナーを守り、失礼のないようにすること。
- けが、熱中症、交通事故等、傷害や事故の予防に努める。
- 屋外のトイレ掃除は、運動部が交代で行う。校舎内のトイレ掃除は、文化部が交代で行う。

⑨体育館使用割当及び戸締まり当番（○の部が戸締まりを行う）

月	火	水	木	金
○剣道 バスケット	○バドミントン 卓球		○卓球 剣道	○バスケット バドミントン

⑩休養日・試験休みについて

- ガイドラインを遵守し、週毎に2日以上休養日（運動部は平日2日）を設ける。
- 毎月第3日曜日は「家庭の日」のため、活動を中止する。
- 試験休みは、期末・学年末試験は7日前からテスト終了日まで、実力試験等は3日前からテスト終了日までとする。ただし、試験前後に大会等がある部は時間短縮での練習は可能である。（事前に校長の承認を得た後、職員朝会で連絡を行い、全職員の上の了承のもとで行う。）

長与第二中学校部活動心得 ～互いを高め合う部活動を目指して～

－鍛えよう『心』と『からだ』－

練習前

- 始める時間を守ろう。（練習時間の確保）
- 決められた服装をしよう。（ルールを守るスポーツマンになる）
- 全員で用具の準備や練習場の整備をしよう。（チームワーク）
- 練習はじめの挨拶をしよう。（感謝の気持ちを持つ）
（練習場所への感謝の気持ちを込めて、コーチ・先生方へ始まりの挨拶）
- 練習内容を確認し、目標を持って練習しよう。

練習中

- けがをしないようしっかりと準備運動をしよう。
- 用具を正しく使い大切にしよう。例：ボールに座ったり、蹴ったりしない。
（サッカーボールを除く）、シューズの区別をつける。
- 集中して練習しよう。（無駄話をしない。機敏に行動する。）
- 互いに高め合おう。（励まし合いの声をかけあう。）
- 指導されたことを素直に聞こう。（返事ははっきり大きな声で。）
- 他の部へ迷惑をかけないようにしよう。（他の部の練習場所に入らない。）

練習後

- 練習終了時刻を守ろう。（時間がきたら、キャプテンは部員を集める。）
- 用具の後片付け・練習場の清掃・整備を全員でやろう。
（体育館：モップかけ、運動場：トンボ・ブラシかけ）
- 終わりの挨拶をしよう。（感謝の気持ちを忘れない）
（練習場への挨拶、コーチ・先生方への挨拶）
- 戸締まりをしよう。（ドア、窓の施錠）
- 練習終了後、速やかに下校し、まっすぐに帰宅しよう。

大会参加等

礼儀、マナーを第一に考えよう

- 学校の代表としての意識を持とう。
 - 相手側の先生や生徒に挨拶をしよう。
 - 声を出して応援しよう。相手をやじるなどの行為は慎もう。
 - 行った先での後片付け、掃除等は進んでしよう。
-
- ・部活動を通じて心も身体も健全な中学校生活を過ごそう。
 - ・フェアプレイの精神を忘れず、どこにも誇れる長与第二中学校の生徒であるように行動しよう。
 - ・熱中症対策をしっかりと行おう。（水分補給等、各部の活動に応じて対応する。）

令和7年度 長与第二中学校部活動後援会 事業計画

月 日	項 目	内 容
4月28日(月)	部活動後援会総会 (書面決議)	事業・決算報告、事業計画・予算案審議、 後援会規約・細則の改正案審議 その他

令和7年度 中体連・吹奏楽部各大会等参加計画(案)

期 日	大 会 名
5月24日(土)・25日(日)	西彼杵郡中総体(球技・武道) 場所:各会場
6月10日(火)	西彼杵郡中総体(陸上競技)※西海市と合同開催 場所:長崎市総合運動公園
6月7日(土)・8日(日)	西彼杵郡中総体(水泳競技)※長崎市と合同開催 場所:長崎市民総合プール
7月26日(土)～28日(月)	長崎県中学校総合体育大会 場所:3地区
7月26日(土)	長崎県吹奏楽コンクール 県南地区大会 場所:諫早文化会館
8月3日(日)	長崎県吹奏楽コンクール 県大会 場所:長崎ブリックホール
8月	九州大会 全国大会(九州ブロック)
9月～2月	各部新人大会 県新人大会
9月30日(火)	西彼杵郡中総体(駅伝大会)※西海市と合同開催 場所:トランスコスモススタジアム長崎
11月6日(木)	長崎県中学校総合体育大会(駅伝大会) 場所:トランスコスモススタジアム長崎

令和7年度 長与第二中学校部活動後援会 予算書(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

収入

(単位:円)

費 目	前年度予算	本年度予算	比較	備 考
会費	145,000	127,500	-17,500	500円×255名
補助金	200,000	180,000	-20,000	町より指導者助成金20,000円×9名
繰越金	0	0	0	
雑収入	2	150	148	預金利息
その他	0	0	0	
合計	345,002	307,650	-37,352	

支出

費 目	前年度予算	本年度予算	比較	備 考
中体連補助金	0	0	0	
活動費	145,000	127,500	-17,500	
会議費	0	0	0	
指導者謝金	200,000	180,000	-20,000	平日指導者謝金20,000円×9名
事務費	0	0	0	
事務手当	0	0	0	
中総体補助金基金	0	0	0	
雑費	0	0	0	
通信費	0	0	0	
予備費	2	150	148	
合計	345,002	307,650	-37,352	